

平成28年6月定例会

まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	平成28年6月10日（金）
会 議 場 所	川里農業研修センター 集会室
開 会 日 時	平成28年6月10日（金） 午前 9時05分
閉 会 日 時	平成28年6月10日（金） 午後 0時03分
委 員 長	阿部 慎也
委員会出席 委員	
委 員 長	阿部 慎也
副 委 員 長	市ノ川徳宏
委 員	秋谷 修 坂本 国広 永沼 博昭 細川 英俊
委員会欠席 委員	
委員外議員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	件 名	審査結果
第52号	鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例	原案可決
第53号	市道の路線の廃止について	原案可決
第54号	市道の路線の認定について	原案可決
第55号	平成28年度鴻巣市一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

（都市整備部）

都市整備部長	武 藤 幸 二
都市整備部副部長	島 田 友 光
都市整備部副部長	奥 広 文
都市計画課長	白 井 邦 昌
建築課長	大 塚 泰 史
市街地整備課長	清 水 千 之
市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長	神 田 英 昭

（建設部）

建設部長	小谷野 幹 也
建設部副部長兼工事課長	田 沼 文 男
道路課長	原 口 正
道路課副参事	小 山 薫
下水道課長	金 井 利 明
水道課長	三 村 正
吹上支所長	田 島 史
川里支所長	加 藤 薫

書 記 森 田 慎 三
書 記 小 野 田 直 人

(開会 午前9時05分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。秋谷修委員と坂本国広委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第52号 鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例、議案第53号 市道の路線の廃止について、議案第54号 市道の路線の認定について、議案第55号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会に付託された部分の4件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第53号及び議案第54号を議題とし、執行部から説明の後、休憩して現地視察といたします。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。そのほかの議案については、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。その後、休憩してコミュニティバス運行事業、いわゆるデマンドバス運行システム事業について直接関係のない執行部の退席後、当該事業運行についての今後の進め方について執行部と意見交換を行いたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

初めに、議案第53号及び議案第54号について一括して執行部の説明を求めます。

(道路課長) おはようございます。議案第53号 市道の路線の廃止、1路線についてご説明いたします。

それでは、図面ナンバー1をごらんいただきたいと思います。市道吹2025号線でございますが、起点を鴻巣市鎌塚2丁目95番地先とし、終点を鴻巣市鎌塚2丁目95番地先とします幅員3メートル、延長22.02メートルの路線でございます。これは、認定を廃止し、市有財産を売却するものでございます。

以上、1路線を廃止するものです。

続きまして、議案第54号 市道の路線の認定、2路線についてご説明いたします。議案及び本日お配りさせていただきました参考資料の公図の写しもあわせてごらんいただきたいと思います。

初めに、図面ナンバー2をごらんいただきたいと思います。まず、市道A-428号線でございますが、起点を鴻巣市人形4丁目2702番13地先とし、終点を鴻巣市人形4丁目2705番8地先とします幅員4.5メートル、延長103.2メートルの路線でございます。これは、開発事業による道路の帰属に伴い認定するものです。

次に、市道川1282号線でございますが、起点を鴻巣市屈巢字薬師前4483番6地先とし、終点を同4483番5地先とします幅員4.5メートル、延長72.01メートルの路線でございます。これは、開発事業による道路の帰属に伴い認定するものです。

以上、2路線の認定をお願いするものでございます。

なお、今回認定する開発道路2路線につきましては、補修等を要する場合は建築物等がある程度できた時点で補修等を行うことで開発事業との調整は事前に済んでおりますので、ご報告させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時10分)



(開議 午前10時50分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第53号及び議案第54号について質疑を求めます。質疑ありませんか。

(永沼) 市道の路線の廃止なのですけれども、その廃止理由と買収したときの単価、あと総額についてお尋ねしたいと思います。

(道路課長) お答えします。

最初の廃止の理由なのですけれども、払い下げ要望による廃止です。

もう一点、単価についてですが、平米当たり5万4,800円になります。それと総額ですが、362万7,760円になります。

以上です。

(永沼) それでは、廃止理由が出れば全て市道廃止の手続きができるのかどうか、それをお伺いします。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時53分)



(開議 午前10時54分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(道路課長) 隣地の同意がとれていれば申請できますということです。それともう一点、市として不要と考えた場合、この2点になります。以上です。

(永沼) 路線の認定についてなのですけれども、先ほど現場に行きまして、側溝のふた等、これについて、本当にちっちゃいことなのですけれども、いろいろと角が割れていたりとか、そういったものが結構たくさんありました。そういったものを後で認定道路として今度市が受け継ぐときに、その欠けているふた等はそのまま受け取るのか、直せと言って、それで受け取るのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

(道路課長) それについては、最初の説明のときにしましたけれども、補修等については開発業者のほうに指示をして最終的に直してから市のほうでもらうということになっていきますので、よろしくお願ひします。

(永沼) 認定道路に穴がちょっとあいていたりとか、そういった部分もあったので、後でそれは補修していただくということになると思うのですが、そもそもそういった工事をするときにはしっかり工事業者のほうに、家を建てるよといった、そういったときに、道路に養生をしてから施工するという指導はなされているのかどうか、ちょっとそれをお尋ねしたいと思います。

(道路課長) 今の質問ですけれども、最初に開発行為が来たときに事前協議ということでその辺は話をしていますということです。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第53号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) それでは、議案第52号 鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例の改正につきましては、換地処分を行った際に発生する清算金の分割徴収または分割交付の方法について、期限や回数などを新たに別表に規定するほか、土地区画整理法施行令の改正に伴い、分割徴収する場合の利子の利率を6%以内とするものでございます。また、清算金を

滞納した者から徴収する督促手数料、切手代です。こちらを1回当たり80円から82円ということで改めるものでございます。

以上でご説明は終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(永沼) まず、基本的なことになるかもしれませんが、別表第1、別表第2ということで、この辺もかなり分割して変更になっているのですが、この基準、基準というか、この表になった理由というか、またその根拠になるものあったら教えてください。

(委員長) 休憩しますか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) ちょっと済みません、休憩お願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時00分)



(開議 午前11時01分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 回答申し上げます。

まず、この分割交付徴収の支払いの関係の基準でございますけれども、日本土地区画整理協会のほうによりまして、徴収すべき清算金につきましてはと交付すべき清算金につきましてはの基準がございます。まずはこちらの基準を参考に基準を定めまして、さらにまちづくり区画整理協会、こちらのほうでもやはり徴収すべき清算金と交付すべき清算金につきましてはの支払い回数等の定めがありますので、それをもとに近隣市町村の状況を鑑みながら鴻巣市は今回の分割案ということで条例を一部改正ということで提案してございます。

以上でございます。

(永沼) そうしますと、この別表第1、別表第2という……

(委員長) マイクを入れてください。

(永沼) そうしますと、この別表第1、別表第2については鴻巣市独自の表ということでしょうか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) はい、そのとおりでございます。

(永沼) この条例については、徴収すべき清算金が3万円以上で分割納付の申し出があったとき、分割徴収ができるというふうになっています。その場合、できないという状況はどのようなことを想定されているのか、それをお伺いしたいと思います。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 実は過日、27年度になりますけれども、11月17日から11月29日まで、この清算金につきまして個別説明会を行ってございます。この中の説明会の中で清算金が個々に幾らになりますというのをお話ししてございます。その中でやはり家庭の事情によりましてどうしても一括では難しいという話があったということで、こういった分割徴収の表を提案しているわけでございます。

以上でございます。

(永沼) 交付についても分割の交付ができるということになっておりますが、徴収のほうは分割納付の申し出があったときというふうになっておりますが、交付のときはそのような文章が載っていないのですが、どういうときにこの分割交付ができるのか、それをちょっと教えてください。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) まず、清算金の考え方でございますけれども、徴収と交付が金額がイコールということで考えております。その中でやはり徴収が100%回収できるというのが見込めない場合もございますので、当然お支払いする徴収金ないという場合には交付が支払うことができないということで分割というのも今回の改正で提案してございます。

(永沼) そうしますと、徴収状況によって交付の払い状況が変わってくるという意味でよろしいでしょうか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) その徴収の

状況によりまして、その辺もまた検討して、交付の支払いの状況を考えていきたいと思えます。

（都市整備部長）ただいまの永沼委員のご質問でございますけれども、実は今回上程させていただきました条例上はご指摘のとおり分割交付ができるような、そんなような規定になっております。しかしながら、今回原馬室、滝馬室の区画整理の清算事務におきましては、交付のほうは予定として9月定例会のほうに補正予算という形で歳入歳出を計上させていただいて、交付につきましては交付対象者全額相当の予算を計上させていただいて、一括交付をするという予定でおります。当然徴収については権利者のほうの都合がありますから、事前に清算金の確定通知を出した後に、それが7月以降になる予定ですが、出した後に意向を確認して、分割の状況がどうなのかというのを把握した上で歳入の予算を計上すると、9月議会に、そんなような段取りで考えております。条例上こういった形でできる規定にしたのは、先ほど申し上げましたとおり9月議会で歳入歳出の予算を計上するというふうに申し上げましたけれども、場合によってそういった方式ではなくて市の一般会計ではなくて歳計外、一般会計外の要は財布、その中でこの区画整理の清算に対して徴収金が入った範囲内で交付を行うというケースも場合によったらやり方としては考えられるということから、どこの市町村も同じように交付の別表2のほうも規定をしているというような状況でございます。以上です。

（永沼）条例のただし書きの部分ということで、別表にある内容と違う場合、例えば3万以上5万円未満、6月で、6カ月というか、それで徴収するよと、分割の回数は2回というふうになっているわけですが、こういった場合にこのただし書きは、例えば3万以上5万円未満の場合、私は分割を4回にしてもらいたい、そういうのを認めるという解釈でよろしいのでしょうか。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）こちらにつきましては、その家庭の状況をお伺いさせていただきながら、当然額にかかわらず支払いが不可能ということであれば支払いの回数を延長する

という考えでございます。

(暫時休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 11時09分)

◇

(開議 午前 11時09分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 済みません、先ほどの発言は訂正をさせていただきます。この徴収額の清算金の表がございますけれども、3万以上5万円未満から45万以上というのがございますけれども、45万円までは5年ということで表の中で定めてありますので、例えばこれを超える部分につきましては、その家庭の状況によりまして回数を考えさせていただくという改正でございます。

(永沼) 年6%、分割をする場合にあっては年6%以内で、施行者が別に定める率というふうに掲載されておりますが、この施行者が別に定める率というのはどのような率を想定されているのか、そこをお伺いしたいと思います。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 11時11分)

◇

(開議 午前 11時12分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 先ほどのご質問につきましてご説明をいたします。

まず、地方長期資金貸付利率を対象にするということで考えておりますけれども、この基準日が換地処分、告示の翌日ということになってございまして、今回原馬室、滝馬室の換地処分の告示が28年3月11日告示をしておりますので、その翌日ということで、3月12日の普通地方長期資金貸付利率ということになります。率につきましては、28年3月で0.1%となっております。

以上でございます。

（細川）私のほうからは1点、納付すべき者の資力が乏しいために期限内に納付することが困難であると認められるときは徴収の期限を10年以内に別で定めることができると、できる規定をここに記載があるのでありますが、こちらのほうは何を基準にこれを適用していくのかということとをちょっとご説明お願いをしたいのですが。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）ちょっと済みません、休憩をお願いします。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時14分）

◇

（開議 午前11時15分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）お答えいたします。

権利者の中には高齢の方もいらっしゃいまして、収入がなく年金だけだという世帯もございますので、これは個々に対応させていただきまして、その状況で特に基準を設けずにその回数等を考えていきたいということで、特に基準は設ける考えはございません。

（細川）そうすると、その相談に来た当時の担当者の判断できちんと回収ができる、徴収ができるのはこれぐらいかかるかなという判断のもとに設定するというふうに考えてよろしいのですか。

（都市整備部副部長）区画整理法のまず110条に徴収、納付の関係の法律がございます。その中で納付、徴収に関しては5年以内というのが基本の年数なのですが、先ほど申したように徴収が困難などといいますか、特に納付者の資力が乏しい、当然状況を伺いながら当然市長のほうに決済を含めてやるのですが、基本的には延長期間というのは10年以内とすることができる規定ですので、その中で地元権利者と相談しなくてはならないと思います。しかし、きのうの部長が本会議の中で答弁しましたけれども、原馬室、滝馬室については権利者が77名、納付、徴収含めて40と

37ということですので、現課は当然ながら、部としてこの5年以内に納付も徴収もできるように清算事務をしっかりとしていかないと5年以降から10年ということも出ますので、その時々判断というのではなくて、今後ある程度規定をつくらなくてはいけないと思うのですけれども、内規をですね、そういう中でしっかりと清算事務をしていくのがまず私どもの責務かなと思っております。最終的な判断は市長に仰ぎます。以上です。

(坂本) 先ほどの部分なのですが、ただし書きの規定を加える、資力が乏しいために困難であると認められるときにはというこのただし書きを入れたのは、それに近い事例があるということで入れたのかどうか、その辺をちょっと伺います。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 先ほどもちょっと説明させていただきましたけれども、実はこの清算金の説明会を27年の11月11日から11月27日にかけて説明を権利者の方にさせていただいた中で、その辺の支払いがどうも難しいという話が出たということでこういったものを設けているものでございます。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第52号 鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号……

(委員長、_____ちょっと訂正をお願い
いしますの声あり)

(委員長) 訂正ですか。

(道路課長) 訂正でお願いします。

先ほど永沼委員さんのほうから道路認定の関係で補修をするということで質疑があったのですけれども、その中で既に道路認定、帰属を受けているということで訂正をお願いしたいのと、あと帰属を受けていて修繕する場合に、修繕する箇所については道路課のほうで確認をして修繕するという話とか、協議が決まっておりますので、その点をちょっと修正お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(委員長) よろしいですか。

(うんの声あり)

(委員長) 次に……

(済みません、ちょっと1点いいですか。

道路課長さんへの声あり)

(市ノ川) 今のお話ですと、前は……

(委員長) マイク入れてくれる。

(市ノ川) 前、以前の回答、答弁は業者に指示をして直させるとおっしゃいましたよね。ではなくて、やっぱり市のほうで修繕はすると……

(委員長) 違いますよ。

(道路課長) そういう意味ではないです。市のほうでその場所を確認して、悪い場所を業者のほうに指示をして直してもらうという形です。

(市ノ川) わかりました。

(委員長) よろしいですね。

それでは、次に議案第55号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(細川) 今ご説明いただいた内容のほうはよくわかったのですが、前に大阪のほうでもこうした事故によってけが人が出たというような事例も聞いております。そうした中、本市の今回の事故に関しては物損事故ということで幸いにも済んだような状況なのですが、これが市内にも何百本、何千本とカーブミラー設置されていますので、そうした既存のもの状況把握されているのかどうなのかとか、あと今回は事故に関しての賠償、そして保険のほうで収入と、歳出ということで計上されていますけれども、そうした確認の費用だとか、予備的に何かしなければいけないような費用の計上が補正で入っていないのですが、今の現状、何もしないと判断してよろしいのでしょうか。

(道路課長) まず初めに、カーブミラーの把握ということなのですが、市内に旧鴻巣、川里、吹上含めまして3,556基、市のほうが管理をしております。3,456基ですね。

(3、4、5、6ですねの声あり)

(道路課長) そうです。3,456基です。

ちょっと休憩で。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時26分)



(開議 午前11時27分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(道路課副参事) お答えいたします。

ご質問のカーブミラーのこういうことが起きた後のことなのですが、一応カーブミラーは3年に1遍、市のほうで点検をいたしております。今回は、27年度はちょうど吹上、川里地域のカーブミラーの点検だったので、その点検に入る前に壊れてしまったということで、ちょっとその時間が遅かったかなと思うのですが、27年度が吹上、川里地区1,208基を点検しております。平成26年が鴻巣地域の東側、とい

うのは国道17号ですね、その東側を878基点検しております。平成25年にはその鴻巣地域の西側1,346基を点検しております。また、今回と同じように平成24年には吹上、川里地域1,180基を点検しております。ですから、3年サイクルで点検していると、そういう中で起きてしまった事故ということでございます。ですから、その3年、前回平成24年に行いましたけれども、その後何らかの、何らかというか、犬の散歩のときのおしっこをかけられたので酸化して、見た感じではさびて、そのときはたまたま強風、強風というのでしょうか、風が強くて、面も大きいですから、それが風を受けるとかなりの風圧で力が加わるもので、一番根元のそばから折れて、民家の塀というか、フェンスに倒れかかったというふうに考えております。そのときの1月24日なのですけれども、平均風速が9.3メートルだったのですけれども、瞬間最大風速が16.8メートルということになっています。たまたまその場所に16.8メートル吹いたかどうかわかりませんが、腐っている支柱についてはかなりの荷重がかかって倒れたのかなというふうに考えております。

以上です。

（細川）3年に1度点検をしていただいているということで、ある程度事故が起こる前に発見できるであろう期間で見えていただいているというのは非常にいいことなのかなと思うのですけれども、これも設置してから10年、20年、1年、2年のもので腐食するということはなかなか考えづらいとは思っています。そうした経年劣化含めて長期間設置をしているものに関して、もう少しこのサイクルを短くするだとか、そんなにたくさん昔のものがあるのであれば交換も含めて検討していただくとか、何かそうした対策、方策というのは今のところ考えございますでしょうか。

（道路課副参事）27年度の点検で業者のほうから62カ所の何らかの異常があると、こういうふうに報告受けました。その62カ所につきましては、職員が全部1カ所ずつ当たりまして、支柱が腐っていると、面が欠けている、見えないというので27年度の予算で20カ所修繕いたしました。ですから、業者がこちらに上げてくるのは面が曇っていると、そういう正常のものに対してちょっと異常があるというので上げてきますの

で、早く言えば少しなものでも上げてくるもので、我々がその62カ所を職員が見て、これは必要だというふうな点検していますので、今委員さんおっしゃいましたけれども、古いものはピックアップして見るというのがいいのしょうけれども、やはり上げられた中で私どもは確認して、危険なものは修繕していくと、そんな形をとらせていただきます。それも平成26年度につきましても40カ所上がってきました。実際に14カ所を、60カ所全部職員が見て、14カ所は全て修繕をいたしております。ですから、先ほどの事故がないように全部職員が見て、前もってその年度で修繕できなければ翌年度の新年度予算がついた時点でそういう箇所は全て先手打って直すと、そういう体制をとっております。

以上です。

(細川) わかりました。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第55号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 3 4 分)



(開議 正 午)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。デマンドバス運行システム事業に係る交通政策についての提言について、まちづくり常任委員会として市長に対して行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、デマンドバス運行システム事業に係る交通政策についての提言について、まちづくり常任委員会として市長に対して行うことに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。提言の方法とスケジュールについて、提言案を8月中にまとめ、次期9月定例会の全員協議会において提言案を提示し、議員からご意見をいただきたいと思います。その意見を参考に修正案を作成し、本年12月定例会の全員協議会において再度提案し、議員のおおむねの了解をいただきたいと思います。その後、成案となった提言を市長に対して提出したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

提言の方法とスケジュールについて、提言案を8月中にまとめ、次期9月定例会の全員協議会において提言案を提示し、議員からご意見をいただきます。その意見を参考に修正案を作成し、本年12月定例会の全員協議会において再度提示し、議員のおおむねのご了解をいただきます。その後、成案となった提言を市長に対して提出することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。デマンドバス運行システム事業に係る交通政策についての提言に関する事項について、閉会中の継続審査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、デマンドバス運行システム事業に係る交通政策についての提言に関する事項について、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

なお、会議録の調製につきましては委員長に一任願います。

これをもちましてまちづくり常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(閉会 午後零時03分)